

岩手県監査委員告示第5号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第48号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月5日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成27年6月24日及び25日

(2) 本監査実施日 平成27年8月21日

3 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 公舎料の調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが8件、50,541円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 公舎料の調定については、所属内で相互確認を徹底するなど、組織的な管理を行い、再発防止に努めることとした。
イ 証紙収納額報告に当たり、報告していなかったものが655件、9,309,660円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 証紙収納額報告については、事務処理方法を見直したほか、新たにチェックリストを作成のうえ、進捗状況を管理し、再発防止に努めることとした。
ウ 土地賃借料の支出に当たり、賃貸借期間開始後著しく遅れて支出負担行為を行っているものが1件、1,797,649円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ウ 定例的な支払いについては、チェック表を新たに作成のうえ、支払状況を管理することとし、再発防止に努めることとした。
エ 需用費の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが3件、106,202円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	エ 支出手続については、関係機関と十分に連絡を取り合うとともに、随時、支払状況を確認するなど、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
オ 電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務手続において、適正な事務手続を経ないで事務処理を行なったものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、留意改善を要する事項が多数に及んでおり、また、前年度監査の結果、注意指摘事項であったにもかかわらず改善が認められなかったものもあることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。	オ 公印の適正な管理を行うとともに、公印の押印については、決裁文書と施行文書の確認を徹底し、再発防止に努めることとした。